

神戸町国民健康保険人間ドック助成金制度について

町では、神戸町国民健康保険加入者を対象に、人間ドック(健康診査)の健診料の一部を助成しています。この制度は、被保険者の健康の保持増進と生活習慣病の早期発見により重病化を防ぐことを目的として行っています。下記の申請要件に該当される方は、住民保険課で申請をしてください。



要件1	加入している健康保険	→ 神戸町国民健康保険
要件2	申請の期限	→ 健診料を支払った日の翌日から6か月以内
要件3	健診を受けた日の年齢	→ 40歳以上
要件4	支払った健診料	→ 2万円以上(税抜き)以上 (2万円未満は対象外)
要件5	納税状況	→ 納期到来分まで完納

- ・要件「1～5」にすべて該当する方が健診料の助成を受けられます。
- ・助成金額は被保険者一人につき健診料の半額とし、上限は1万2千円となります。
(ただし、健診料が2万円未満の場合は助成の対象外となります。)
- ・助成は4月1日～翌年3月31日までの期間で被保険者1人につき1回が限度です。

助成金の申し込み方法(お持ちいただく物)

- (1) 健診料の領収書(原本)
- (2) 印鑑(朱肉を使用するもの)
- (3) 国民健康保険被保険者証
- (4) 振込先の分かるもの(ゆうちょ銀行を除く)
- (5) 人間ドック受診結果表

※人間ドック受診結果の提供をお願いします。
人間ドック助成金を申請された方に、保健事業などの基礎資料とさせていただくことを目的として受診結果表の写しの提供をお願いしています。
原本をお持ちいただければ、コピーをさせていただきますのでご協力をお願いします。

住民保険課 ☎ 27-0174

神戸町消防団だより



消防団は、住民の皆さんの生命と財産を守るために多くの訓練を重ね、いざという時に備えています。今回は火災について、活動内容などを掲載します。

火災が発生すると、消防団は消防車両で現場に向かいます。たとえ発生が昼間であっても深夜であっても、可能な限り出動します。火災現場では、初期消火、近隣への延焼防止、鎮火後の再発火を防ぐために残火処理などの任務を行います。

火災は一瞬にして皆さんの生命や財産を奪っていきます。火の用心を心がけ、火災が発生しないようにしましょう。

皆さんへのお願い

1. 野焼きが原因の火災が多発しています。野焼きはやめましょう。
2. 火災現場には近づかないでください。非常に危険であり、消火活動の妨げにもなります。当事者の方や、近隣住民の方への配慮に欠ける行為(撮影など)もおやめください。
3. 火災現場付近に駐車をしないでください。緊急車両の通行や、消火栓、防火井戸、自然水利(用水路や河川)からの取水の妨げになります。

今後も消防団活動へのご理解、ご協力をお願いします。



▲吉神社での消火訓練の様子



▲地震発生時の火災を想定した訓練の様子